

熊本県公報

第 1 2 4 1 6 号
平成 27 年 5 月 8 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 4 条第 2 項に定める指定自立支援医療機関の指定… (障がい者支援課) 1
- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定 (//) 2
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (//) 2
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3

公 告

- 県市町村共同利用型地理情報システム運用管理等業務委託…………… (情報企画課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 6
- 特定調達契約に係る契約相手方の決定…………… (会計課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 道路の位置指定…………… (//) 7
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示及びその公告…………… (森林保全課) 7
- 家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催並びに同修業試験の実施…………… (畜産課) 7

告 示

熊本県告示第 4 6 4 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------|--------------------|------------------|---------|
| 有限会社 C A N | 介護相談室ひかりへ | 八代郡氷川町今 1 9 0 番地 3 | 平成 2 7 年 5 月 7 日 | 居宅介護支援 |

熊本県告示第 4 6 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|------------------|
| ひばり薬局 上益城郡嘉島町鯉 1 8 7 3 番地 6 | 平成 2 7 年 4 月 1 日 |
| ゆうあい薬局 水俣市古賀町二丁目 2 番 5 号 3 7 | 平成 2 7 年 4 月 1 日 |

| | |
|--------------------------|-----------|
| そうごう薬局高瀬店 玉名市高瀬323番地2 | 平成27年4月1日 |
|--------------------------|-----------|

熊本県告示第466号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 診療科目 | 医師の氏名 | 医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|------|--------|---|------------|
| 神経内科 | 西坂 慎也 | 社会医療法人社団熊本丸田会熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760番地 | 平成27年3月31日 |
| 泌尿器科 | 福山 一隆 | 国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号 | 平成27年3月31日 |
| 外科 | 合島 雄治 | 医療法人社団大森会おおもり病院 宇城市小川町北新田5番地 | 平成27年3月31日 |
| 外科 | 保田 紘一郎 | 国民健康保険八代市立病院 八代市妙見町145番地 | 平成27年3月31日 |
| 泌尿器科 | 宮崎 徳義 | 社会医療法人稲穂会天草慈恵病院 天草郡苓北町上津深江278番地10 | 平成27年3月31日 |

熊本県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字船津3819番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字船津3819番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------|-----------|
| 高森わたなべ薬局 阿蘇郡高森町大字高森2022番地1 | 平成27年5月1日 |
| かおうまち薬局 山鹿市鹿央町合里411番地2 | 平成27年5月1日 |

熊本県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 | 指定更新年月日 |
| すや調剤薬局 合志市須屋字窪262番32 | 平成27年5月1日 |

熊本県告示第470号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成27年5月11日から施行する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1中「熊本市中央区花畑町12番24号」を「熊本市中央区城東町2番23号」に改める。

熊本県告示第471号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|--|---|-----------|------------|--------------|
| こども発育支援センターえるびあさード 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘2丁目1-5 | NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 榮一郎 | 平成27年5月1日 | 4352200168 | 指定放課後等デイサービス |

公 告

熊本県公告第303号

特定調達契約につき、随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県市町村共同利用型地理情報システム運用管理等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月25日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社熊本支店
熊本市中央区桜町3番1号
- 契約金額
44,051,040円(うち消費税及び地方消費税の額3,263,040円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号による。

熊本県公告第304号

熊本市に事務所を置く緑川南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|--------|--------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 八幡 紀雄 | 熊本市南区城南町今吉野1034番地1 |
| 理事 | 村崎 秀 | 熊本市南区富合町榎津1038番地 |
| 理事 | 牛島 廣光 | 熊本市南区城南町出水790番地 |
| 理事 | 吉田 幸夫 | 熊本市南区城南町坂野1980番地 |
| 理事 | 井上 直嗣 | 熊本市南区城南町永380番地2 |
| 理事 | 土持 建士 | 熊本市南区城南町高266番地 |
| 理事 | 松田 則康 | 熊本市南区城南町碓1152番地 |
| 理事 | 坂口 八州男 | 熊本市南区城南町宮地1188番地 |
| 理事 | 中村 英一 | 熊本市南区城南町下宮地416番地2 |
| 理事 | 成松 正治 | 熊本市南区城南町六田773番地 |
| 理事 | 紫垣 隆宏 | 熊本市南区富合町榎津214番地2 |
| 理事 | 一野 芳行 | 熊本市南区富合町木原2058番地 |
| 理事 | 山本 誠治 | 熊本市南区富合町南田尻141番地 |
| 理事 | 上田 武 | 熊本市南区富合町碓江358番地 |
| 理事 | 中熊 秀一 | 熊本市南区富合町古閑1106番地 |
| 理事 | 安永 信哉 | 熊本市南区富合町小岩瀬858番地2 |
| 理事 | 佐藤 武人 | 熊本市南区富合町莎崎478番地 |
| 理事 | 桑野 俊郎 | 熊本市南区富合町大町1066番地 |
| 監事 | 南部 正生 | 熊本市南区城南町今吉野457番地 |
| 監事 | 吉田 泉 | 熊本市南区城南町島田724番地 |
| 監事 | 小山 一美 | 熊本市南区富合町新447番地2 |
| 監事 | 橋本 義則 | 熊本市南区富合町上杉538番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 中村 英一 | 熊本市南区城南町下宮地416番地2 |
| 理事 | 桜田 国矢 | 熊本市南区富合町志々水285番地 |
| 理事 | 南部 正生 | 熊本市南区城南町今吉野457番地 |
| 理事 | 西澤 幸雄 | 熊本市南区城南町千町1115番地 |
| 理事 | 東矢 重秋 | 熊本市南区城南町千町2026番地1 |
| 理事 | 丹部 正一 | 熊本市南区城南町丹生宮346番地 |
| 理事 | 中島 信介 | 熊本市南区城南町赤見1432番地 |
| 理事 | 柿原 幸一 | 熊本市南区城南町宮地926番地 |
| 理事 | 堀田 孝昭 | 熊本市南区城南町下宮地1072番地 |
| 理事 | 堀田 瑞穂 | 熊本市南区城南町島田710番地 |
| 理事 | 紫垣 隆宏 | 熊本市南区富合町榎津214番地2 |
| 理事 | 平江 和信 | 熊本市南区富合町木原2090番地 |
| 理事 | 改原 勝義 | 熊本市南区富合町新566番地 |
| 理事 | 北野 正一 | 熊本市南区富合町田尻481番地1 |
| 理事 | 櫻田 精治 | 熊本市南区富合町志々水659番地 |
| 理事 | 佐藤 裕一 | 熊本市南区富合町国町29番地2 |
| 理事 | 佐藤 衡一 | 熊本市南区富合町菰江178番地 |
| 理事 | 上田 隆幸 | 熊本市南区富合町大町1099番地1 |
| 監事 | 園田 茂 | 熊本市南区城南町坂野2006番地 |
| 監事 | 坂口 八州男 | 熊本市南区城南町宮地1188番地 |
| 監事 | 辻 弘幸 | 熊本市南区富合町榎津1237番地5 |
| 監事 | 志垣 憲也 | 熊本市南区富合町小岩瀬1017番地 |

熊本県公告第305号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 原田 英昭 | 上益城郡山都町野尻616番地 |
| 理事 | 坂本 安 | 上益城郡山都町下名連石591番地1 |
| 理事 | 田中 正義 | 上益城郡山都町田小野329番地3 |
| 理事 | 西山 常雄 | 上益城郡山都町芦屋田205番地 |
| 理事 | 渡辺 幸澄 | 上益城郡山都町菅205番地 |
| 理事 | 松本 健治 | 上益城郡山都町島木4355番地 |
| 理事 | 甲斐 利幸 | 上益城郡山都町御所1432番地1 |
| 監事 | 國武 英則 | 上益城郡山都町田小野650番地 |
| 監事 | 倉岡 盛雄 | 上益城郡山都町下名連石504番地1 |
| 監事 | 舛田 裕之 | 上益城郡山都町菅1984番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 原田 英昭 | 上益城郡山都町野尻616番地 |
| 理事 | 坂本 安 | 上益城郡山都町下名連石591番地1 |
| 理事 | 田中 正義 | 上益城郡山都町田小野329番地3 |
| 理事 | 西山 常雄 | 上益城郡山都町芦屋田205番地 |
| 理事 | 渡辺 保徳 | 上益城郡山都町菅251番地 |
| 理事 | 松本 健治 | 上益城郡山都町島木4355番地 |
| 理事 | 甲斐 利幸 | 上益城郡山都町御所1432番地1 |
| 監事 | 舛田 裕之 | 上益城郡山都町菅1984番地 |
| 監事 | 飯開 政俊 | 上益城郡山都町男成1074番地 |
| 監事 | 藤本 憲一 | 上益城郡山都町南田50番地 |

熊本県公告第306号

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|---------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 福本 美敏 | 上益城郡嘉島町大字上島176番地1 |
| 理事 | 田上 益美 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉939番地 |
| 理事 | 増永 幸一 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉2157番地 |
| 理事 | 西田 優士 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉1310番地1 |
| 理事 | 西岡 千秋 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉3441番地 |
| 理事 | 藤瀬 弘治 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉3726番地 |
| 理事 | 友田 廣 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉1675番地 |
| 理事 | 岩本 末政 | 上益城郡嘉島町大字鯉1583番地 |
| 理事 | 米満 忠信 | 上益城郡嘉島町大字鯉1番地1 |
| 理事 | 太田 郁夫 | 上益城郡嘉島町大字上島1483番地 |
| 理事 | 石坂 幸樹 | 上益城郡嘉島町大字上島1519番地 |
| 監事 | 藤瀬 信行 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉3762番地 |
| 監事 | 宮村 博之 | 上益城郡嘉島町大字鯉1747番地3 |
| 就任 | | |
| 理事 | 大森 智喜 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉980番地 |

| | | |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 田上 益美 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉939番地 |
| 理事 | 増永 幸一 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉2157番地 |
| 理事 | 西田 優士 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉1310番地1 |
| 理事 | 西岡 千秋 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉3441番地 |
| 理事 | 森下 文夫 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉3199番地 |
| 理事 | 友田 廣 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉1675番地 |
| 理事 | 岩本 末政 | 上益城郡嘉島町大字鯉1583番地 |
| 理事 | 中津 芳春 | 上益城郡嘉島町大字鯉1512番地 |
| 理事 | 岩永 信広 | 上益城郡嘉島町大字上島1336番地 |
| 理事 | 石坂 幸樹 | 上益城郡嘉島町大字上島1519番地 |
| 監事 | 藤瀬 信行 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉3762番地 |
| 監事 | 宮村 博之 | 上益城郡嘉島町大字鯉1747番地3 |

熊本県公告第307号

上益城郡御船町に事務所を置く七滝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 谷村 繁満 | 上益城郡御船町大字上野653 |
| 理事 | 河地 文昭 | 上益城郡御船町大字上野2214-1 |
| 理事 | 本田 義昭 | 上益城郡御船町大字上野1733 |
| 理事 | 栗永 榮一 | 上益城郡御船町大字上野3528 |
| 理事 | 竹崎 恵 | 上益城郡御船町大字上野4240 |
| 理事 | 野田 貴久 | 上益城郡御船町大字田代4436 |
| 理事 | 増本 和男 | 上益城郡御船町大字上野6545 |
| 理事 | 吉本 幸貴 | 上益城郡御船町大字滝尾2557 |
| 理事 | 坂本 利治 | 上益城郡山都町北中島3545 |
| 監事 | 宮川 博幸 | 上益城郡御船町大字上野551 |
| 監事 | 吉澤 廣幸 | 上益城郡御船町大字上野5490 |
| 監事 | 内村 健一 | 上益城郡御船町大字田代5438-1 |
| 就任 | | |
| 理事 | 吉村 公一 | 上益城郡御船町大字上野1311 |
| 理事 | 河地 文昭 | 上益城郡御船町大字上野2214-1 |
| 理事 | 本田 義昭 | 上益城郡御船町大字上野1733 |
| 理事 | 竹崎 恵 | 上益城郡御船町大字上野4240 |
| 理事 | 野田 貴久 | 上益城郡御船町大字田代4436 |
| 理事 | 吉澤 廣幸 | 上益城郡御船町大字上野5490 |
| 理事 | 杉村 幸次 | 上益城郡御船町大字田代4512 |
| 理事 | 坂本 利治 | 上益城郡山都町北中島3545 |
| 理事 | 吉本 幸貴 | 上益城郡御船町大字滝尾2557 |
| 監事 | 谷村 繁満 | 上益城郡御船町大字上野653 |
| 監事 | 田代 一孝 | 上益城郡御船町大字上野2607 |
| 監事 | 渡邊 洋一 | 上益城郡御船町大字上野6686 |

熊本県公告第308号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称
熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム・出納班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年3月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社熊本支店
熊本県熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 契約金額
30,261,600円（うち消費税及び地方消費税の額2,241,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字中明午1661番298及び同1661番299
276.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2093番地2 ユーミーひかりヶ丘202号
高木 幸一郎、高木 紗弓

熊本県公告第310号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区健軍二丁目18番26
- 2 築造者の氏名 熊本入大株式会社
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字府内1378番1
- 4 道路の幅員 4.01メートルから4.02メートルまで
- 5 道路の延長 34.74メートル
- 6 指定年月日 平成27年4月23日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第3号

熊本県公告第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を産山村役場に掲示する。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
井野 惣八、高橋 丹成、増田 義春
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年3月2日付け農林水産省告示第463号による。

熊本県公告第312号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。
平成27年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者

- 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 3 講習会の対象人数
10人程度
 - 4 講習会の開催期間及び場所
 - (1) 期間
平成27年6月15日(月)から平成27年7月9日(木)まで
(土曜日及び日曜日を除く19日間)
 - (2) 場所
合志市栄3801 熊本県農業研究センター畜産研究所
 - 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況、申込状況等により講習会を延期し、又は実施しない場合がある。